

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第35号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 を削る。

第 1 条の 4 の見出し中「等」を削り、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とし、同条を第 1 条の 3 とする。

第 4 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 項第 3 号中「健康福祉局担当部長（看護師確保に係る特命事項の処理）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 号中「以下第14条第 3 項」を「第14条第 4 項」に改める。

第14条第 2 項中「換算する。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条第 5 項中「職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条に規定する」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「場合」は、」の次に「職員（会計年度任用職員（

地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。)を除く。)が」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例第14条第1項の「その勤務しない1時間」には、職免規則第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（その免除された日数が職免規則第3条第1項第4号イに定める日数を超える部分（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する日（第6項において「休日」という。）を除く。）を除く。）を含まないものとする。

附則第6項中「第1条の4第3項」を「第1条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第14条の改正規定並びに次項（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第99号）附則第3項を削る改正規定及び附則第4項を附則第3項とする改正規定を除く。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「括弧」を「括弧」に改める。

附則第3項を削り、附則第4項中「括弧」を「括弧」に改め、同項を附則第3項とする。

- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年名古屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び」の次に「第5項並びに」を、「限る。）」と」の次に「、同条第5項中「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4

項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員」と」を加え、「
(令和 4 年名古屋市条例第 40 号)」を削る。